

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No172号 2012.06.23
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

6月14日JAL不当労働行為裁判 第5回口頭弁論

日本航空よ まずは都労委命令に従え!



らの意見書が書証として提出されました。

日本航空が都労委命令の取り消しを求めて起こした行政訴訟（都労委命令取り消し裁判）の第5回口頭弁論が開かれました。東京地裁前には、56名の方が参加。JFU（日本航空乗員組合）、CCU（キャビンクルーユニオン）、JAL 不当解雇撤回裁判原告団や支援者の熱気が6月14日に梅雨の晴れ間を呼び覚ました。

傍聴者で満席になった東京地裁 527号法廷では、日本航空側から第4書面が陳述され、さらに3名の研究者か

伊藤 真(いとうまこと)	早稲田大学客員教授
小島 典明(こじまのりあき)	大阪大学教授
山本 和彦(やまもとかずひこ)	一橋大学教授

事件の概要

2010年11月に支援機構は、JFUとCCUの争議権確立に対して支配介入を行いました。この行為が2011年8月に都労委から不当労働行為と認定され、JALは中労委への手続きをせずに行訴した事件です。

JAL 原告団は、労使協議中に於ける争議権に対する介入行為は、誠実交渉義務違反、協議手続きの妥当性に反するとして、この裁判の参加人として被告席に立つ JFU 及び CCU と共に取り組んでいます。



被解雇者を職場にもどせ

CCU 野中副書記長

会社の行なった不当労働行為で職場は混乱したのであり、こうした不当労働行為を許す訳にはいきません。

絶えない安全トラブル、そして510名の新規採用で明らかになった大幅な人員不足。新人採用の前に、また、安全運航を維持するために、今すぐ被解雇撤回を職場にもどすべきです!!



上場前にすべての争議の解決を

日航乗組小川委員長

「争議権を確立すると3,500億円の融資をしない」という管財人代理の発言は、明らかに脅迫であり不当労働行為です。上場を控える今こそ、JAL は全ての争議を解決すべきです。本件についても、不当労働行為であったことを認め、自主解決を図るべく組合と誠実に交渉すべきです。



次回は 10月1日 地裁527号法廷(13:30~)